

# 決 定 書

## 第1 請求人

住所 静岡県伊豆市瓜生野 551-1 氏名 森 良雄

## 第2 監査の請求

### 1 請求書の受付

平成30年7月2日 伊豆市長に対する措置請求書（以下「請求書」という。）受付

### 2 請求の内容

伊豆市長に対する措置請求の趣旨（原文による）

#### 1 請求の要旨

##### (1) 請求の相手

伊豆市長 菊地 豊

##### (2) 行為の内容

平成29年7月1日から7月3日の2泊3日の台湾旅行に公費の支出をした。

① この旅行の主目的は台湾の市長個人の知人のパーティへの参加です。

私人の私的なパーティであり、公的な行事とは言えません。

② 羽田までの交通手段が、説明・証明できません。

③ 野柳自然公園へ行ったというが、説明・証明できません。

##### (3) 請求の求めるもの

私的な旅行に公費を不当に支出している。

返還を求める。

#### 2 請求者

住所 伊豆市瓜生野 5 5 1-1

職業 伊豆市議会議員

氏名 森 良雄

上記地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成30年7月2日

伊豆市監査委員 あて

以 上

#### 事実証明書

- |                |                                      |          |    |           |
|----------------|--------------------------------------|----------|----|-----------|
| ① 支出負担行為兼支出命令書 | 債権者                                  | 菊地 豊     | 金額 | 159,685 円 |
| ② 支出負担行為兼支出命令書 | 債権者                                  | 伊豆中央サービス |    | 159,625 円 |
| ③ 納品書          | 台湾訪問                                 | 土産代      |    | 24,840 円  |
| ④              | 市長台湾訪問行程表                            |          |    |           |
| ⑤              | 平成29年伊豆市議会会議録第4回（12月）定例会 P199-214（写） |          |    |           |

### 3 請求の要件審査

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・

不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

監査の実施に当たり、本件措置請求が自治法第 242 条の要件に適合しているか否かについて審査を行った。

本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 7 月 10 日に受理することを決定した。

### 第 3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の要旨を次のように解した。

##### (1) 請求の対象とすべき行為

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 3 日までの 2 泊 3 日の台湾旅行が公務に係る支出か否か。

また、羽田までの交通手段が不当な財務会計行為に当たるか否かを監査の対象とした。

##### (2) 違法又は不当であるとする理由又は根拠

① 台北永楽ロータリークラブは私的な団体であるため、その社長就任式への出席は公務とはならない。

② 往路の羽田までの交通手段及び宿泊した施設が不明瞭で、それを証明できません。

③ 一般質問にて旅程にある野柳自然公園の感想も言えなかったので行ったことが証明されていない。

##### (3) 監査対象行為に関して講ずべき必要な措置

台湾旅行に係る公費支出の返還を求める。

#### 2 監査対象機関

総合政策部 秘書室、産業部 観光商工課

#### 3 監査の期間

平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 8 月 28 日まで

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対して自治法第 242 条第 6 項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成 30 年 7 月 23 日に追加資料を提出の上、次のような陳述を行った。陳述には傍聴者の定数を 3 人と定め、2 人の出席があった。

① ロータリークラブは公的な団体ではない（ウキペティア資料から団体の性格を説明）。観光大使は市長が任命したものである。その大使の就任式パーティーへの参加を公費で賄うもの

ではない。

- ② 車両に相乗りして羽田までと聞いていたが、真相はわからない。市長は前日新幹線を使い羽田に泊まったが証明できない。
- ③ ロータリークラブのパーティに祝儀を持たないことも疑問である。
- ④ 野柳自然公園について自分で見てきたものの感想も答えられない。
- ⑤ ロータリークラブのパーティに随員員をつけて市長がでかける行事なのかどうか。
- ⑥ 公的私的の違いは、伊豆市が企画した行事なら公的であるが、台湾旅行は林さんのお祝いのお席であり、グレーゾーンとなる。
- ⑦ 随員職員の旅費が市長の旅費とほぼ同じ金額が支給されていることに疑問を感じる。
- ⑧ 旅費と視察先について市長が議会で答えなかったことを問題視している。

上記「事実証明書」以外の追加資料（平成 30 年 7 月 23 日提出）

- ① 台湾からの案内状（和訳）
- ② 台湾訪問 参加者一覧（IIP メンバー及び有志）
- ③ 台湾訪問概要
- ④ 復命書
- ⑤ 参加者名簿
- ⑥ 伊豆市親善大使設置要綱
- ⑦ 静岡市ふるさと観光大使とは（静岡市のホームページより）

## 5 実地監査

市長、秘書室、観光商工課から本件旅行の関係書類の提出などを受け、視察決定に至る経緯、行程の内容、旅費の支出などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについて調査を行った。

## 6 監査対象機関の陳述

監査対象機関は、自治法第 199 条第 8 項の規定により平成 30 年 7 月 23 日に関係人等に対し陳述を行った。陳述では、監査委員からの質問に則って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

### (1) 菊地豊市長

平成 28 年 12 月の私のスケジュール（スケジュール履歴資料提出）の 12 月 1 日に観光大使の林果児氏が来訪している。林さんは元職員 A が合併前の天城湯ヶ島町の頃から交流を続け、その効果を評価して平成 24 年 6 月に伊豆市観光大使に委嘱し、公務として任命させていただいた。その後 12 月 9 日に別の台湾のロータリークラブ一行がサイクリングに来ていただいている。その年の 12 月 23 日からは台湾へ私費で行きサイクリングとゴルフで交流している。伊豆市の観光大使がロータリークラブ社長に就任するタイミングで訪問することは市民の公益に反するとは思っていません。一般的に海外出張は単発の目的ではなく、既に来ていただいた野柳ジオパークを拝見したり、サイクリングの視察や台北市民のマーケットを見たり、広告看板を調べたりしている。また、ロータリークラブ就任式でも社長が伊豆市の法被を着て、伊豆市のコマーシャルもさせていただいている。

林果児さんを観光大使としている理由に、台湾というところは親日的で観光のお客としても魅力があるからです。また、林さんはロータリークラブという富裕層の人脈をお持ちでいる。この就任式への招請は伊豆市長宛です。乾しいたけは、輸出もしたい目的もあり毎回持って行く。パーティへの祝儀はマナーとしてないと思います。

前日に新幹線で行き、羽田の宿泊は、東横イン羽田2に泊まっています。予約は会員になっていますのでインターネットでとることができました。

2日目林さんとの面会は、お忙しいようでしたのでこちらからお断りし、野柳地質公園に行きました。(現地写真で市長の姿を確認)また、宿泊ホテルのインペリアルホテル台北も変更していません。

## (2) 産業部観光商工課長

海外旅行はパックツアーが安いのは、行くところで買い物のバックマージンが入り安くしてくれる。伊豆市インバウンド推進プロジェクトチーム(以下「IIP」という)、インバウンドをやっているならば当然だと思っています。事業目的をもっていろいろなところに行きますのでパックツアーのように安くないことは当然わかっています。旅費規程に沿った決裁をしました。美しい伊豆創造センター(以下「美伊豆」という)もからめた事業でロータリークラブはライオンズクラブのような認識でいますが、その中の方がテレビのスポンサーで台湾のテレビ10チャンネルも来ていただき、PRもされています。台湾には自転車メーカーのジャイアントという大きなメーカーもあり自転車まちづくりとして非常に進んでいると考えています。

静岡県の台湾事務所の宮崎所長にも台湾のエージェントを組んでいただいて動いたり、過日はオリンピックを題材とするため伊豆市のペロドロームを見に来ていただいている。台湾との交流は6年目となり台湾の駅に50万円かけて看板も設置することになっている。私たち課長レベルでなくトップが台湾に行くことは大きく観光事業につながるものと思っています。

## (3) 当時の観光商工課随員

羽田までの行きは、同じ目的で行く方々の車に同乗させていただき、庁舎別館に集合し羽田まで行きました。市長とはホテルの部屋が違うくらいで、日程表のとおり一緒でした。買い物は別でした。(復命書添付の随員が撮った写真により野柳地質公園の市長、看板調査時の市長、サイクルロード表示の市長姿を確認する。)

ロータリークラブの社長就任式では、林さんが法被を着て伊豆市をPRしていただいている。修善寺の温泉場はツアーというより個人客、富裕層をターゲットにしているところが多い、ロータリークラブの会員さんは、社長さんなど会社をやられている方が多いので、伊豆市の魅力をPRすることは、ある程度効果的であったと考えています。今は行って帰れば、すぐに旅行会社からホテルへのオファーがあると聞いている。継続することで接点もでき、何度も足を運ぶことは強みであると感じます。

## (4) 総合政策部秘書室長

台湾ロータリークラブの林さんの社長就任式典への参加案内状は、個人宛でなく伊豆市長宛です。行程については、観光の方で立案され、当初のものと変更があり野柳地質公園に伺ったと聞いています。海外出張旅費の規定からは正規な金額と考えています。ホテルに泊ま

る台湾旅費で考えると1泊11,200円くらいのホテルと伺い、条例では13,500円になりますのでそれ以下に収まっています。航空運賃は差し引き70,800円です。市長なら規定でビジネスクラスに乗れますがエコノミークラスに載っています。旅行手配は目的がインバウンドですので、観光商工課で手配しています。予算上も当初から組まれていたもので、台湾には行く予定でした。インバウンドで行くももとの目的と就任式の案内をいただいたタイミング、効果的などころでこの時期に行ったと聞いています。(平成29年度予算要求書明細を確認)

前泊の宿泊費は、出していません。正規の交通運賃で羽田空港までの旅費です。市長は前日までの公務が多く、体調管理のため今までも空港近くで前泊するほうが体が楽なので、個人で宿泊することはありました。伊豆中央サービスへの支払いは委託ではなく、旅費として支払っています。通常は個人が旅行会社に支払うのですが委任状をとって旅行会社に支払っています。旅費については、社会通念上安く、最も経済的なルートの旅費を支払いますので、領収書を付けるものではなく、旅費規程の料金内に収まっていれば決裁するということです。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係

#### (1) 台湾訪問旅行決定に至るまでの経緯

平成29年度予算では、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の庶務一般事務事業の9節旅費、04特別旅費として市長の海外プロモーション(台湾)を含めた487千円と7款商工費、1項商工費、3目観光振興費の海外プロモーション事業の9節旅費、04特別旅費として548千円が組まれていた。この海外プロモーション事業では、美伊豆や東部地域コンベンションビューロー、狩野川周辺サイクル事業推進協議会と連携して、台湾だけでなく、中国、タイとのプロモーションを展開している。この年度の台湾には、本件の平成29年7月1日から3日までのトップセールスと平成30年2月23日から27日までのサイクリングプロモーションを展開している。インバウンド事業として台湾旅行費は当初から予定はされていた中、7月頃のタイミングを計って日程を決定したものである。

#### (2) 伊豆市観光大使委嘱の経緯

元職員Aが合併前の天城湯ヶ島町の頃から交流関係を築かれたのが台湾の林果児さんで、平成11年に劉家増台北市体育場長一行が天城ドームと狩野ドームを視察したことから始まり、平成14年5月には台北市から副市長や台北市体育院、台北市師範学院の学生など20名が来町している。合併後、天城連峰太鼓が台北市のドラゴンボートレースで演奏し、伊豆市交流協会副会長に交流推進の意思を伺う。平成22年度と平成23年度には、2年続けて台湾プロモーションを実施しゴルフツアーの誘致には林果児さんが観光業者をコーディネートし、666名のゴルフ客と754名の宿泊者のゴルフツアーに協力いただいた実績を評価された。

平成24年6月伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームの推薦を受け、伊豆市親善大使設置要綱(平成16年伊豆市告示第174号)第2条第1号の伊豆市観光大使を林果児さんに同要綱第4条の規定により市長が大同ロータリークラブ歓迎会の席上で委嘱状を交付している。

### (3) 台湾ロータリークラブについて

ロータリークラブは、国際的な社会奉仕連合団体「国際ロータリー」のメンバーである単位クラブで、職業奉仕（会員の職業倫理を高めること）と、そこから広がる社会奉仕と国際親善を目的とする。各クラブごと事務局を持ち自主独立運営が行われ、奉仕活動、寄付行為、会員の交流、友好事業等がなされている。200以上の国と地域に33,000近くのクラブを擁し、会員数は120万人以上となる。日本ではクラブ数2,287、会員数88,328人（2014年12月末）で3ゾーン編成34地区に分けられている。海外では会員に歴代大統領・政治家の名もあるが公職にある者は会員の資格が停止される。ロータリークラブは政治的中立性の保持を掲げていることによる。（ウキペディアから）

林果児さんが今回社長就任したのは3481地区の第4分区の台北永楽ロータリークラブで、55名の会員を有している。

### (4) 本件台湾旅行の目的

伊豆市の海外プロモーション事業は、官民をあげて外国人観光客誘致の推進を図ることを目的としており、市の観光主要事業と位置付けられ、美伊豆や東部地域コンベンションビューロー、狩野川周辺サイクリング事業推進協議会と連携している。本件の台湾旅行は、県台湾事務所及び日本台湾交流協会との情報交換、現地視察及び調査が目的として実施され、併せて伊豆市観光大使の林果児氏台北永楽ロータリークラブ社長就任式への出席、野柳地質公園への視察も日程に組み込まれたものである。

### (5) 台湾旅行の国内旅程について

市長については、出発日の前日、平成29年6月30日、研ナオコさんの御親族のお通夜に行ったあと、修善寺駅から電車、新幹線を利用して東横イン羽田2に宿泊している。そこから翌日シャトルバスで羽田空港に行っている。また、帰国した7月3日は羽田空港から修善寺駅まで電車、新幹線を使っている。

随員職員については、平成29年7月1日出発日午前5時に市役所別館からIIPメンバー等の車に同乗し、羽田空港に行っている。帰国後は市長と同じく羽田空港から修善寺駅まで電車、新幹線を使っている。

### (6) 視察の内容について

本件の台湾旅行の行程は、次のとおりであった。

平成29年7月1日（土）

予定時間	行程内容
5:00	市役所別館集合・出発（随員職員） ※市長は東横イン羽田からバス利用
8:30	羽田空港国際線ターミナル 着
10:50	羽田空港発
13:30	台北松山空港着
15:00	ホテル着

16:30	静岡県台湾事務所 情報交換・夕食
-------	------------------

平成 29 年 7 月 2 日 (日)

予定時間	行程内容
9:00	ホテル発
10:00	野柳地質公園 (ジオパーク) 視察
12:00	昼食
14:00	公共交通・サイクルステーション等現地視察
17:50	式典会場着 (リージェント台北)
18:30	台北永樂ロータリークラブ社長就任式典 開会
21:30	ホテル着

平成 29 年 7 月 3 日 (月)

予定時間	行程内容
9:00	ホテル発
9:00	市場調査、サイクリングロード等視察・昼食
14:30	台北松山空港着
17:00	台北松山空港発
	羽田空港着
	羽田空港国際線ターミナル (京急) 発
	修善寺駅着

### (7) 旅費等の支出について

本件の台湾旅費は、市長は 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2-2-1 庶務一般事務事業の 9 節旅費、4 特別旅費から支出負担行為兼支出命令票 (平成 29 年 7 月 14 日起票日) により 159,685 円を同年 7 月 27 日に支出している。その債権者 2 件と内訳は次のとおりである。

**債権者** 菊地 豊 摘要：国内旅費・日当・支度料 金額 58,375 円

内訳	鉄道 (伊豆箱根・新幹線) 修善寺 ⇄ 品川	4,510 × 2 = 9,020
	鉄道 (京急) 品川 ⇄ 羽田空港国際線ターミナル	410 × 2 = 820
	日当 (丙地方)	4,500 × 3 = 13,500
	支度料 (旅行期間 1 月未満、15 日未満)	70,070 ÷ 2 = 35,035

**債権者** 有限会社 伊豆中央サービス 摘要：航空運賃・宿泊費・その他諸費

金額 101,310 円

内訳	伊豆市長台北 3 日間旅費 (現地空港 ⇄ ホテル送迎付)	1 × 93,200 = 93,200
	空港使用料	1 × 4,510 = 4,510
	燃油サーチャージ	1 × 3,600 = 3,600

随行職員の台湾旅費は、7款商工費、1項商工費、3目観光振興費 3-2-1 海外プロモーション事業の9節旅費、4特別旅費から支出負担行為兼支出命令票（平成29年7月14日起票日）により159,625円を同年7月27日に支出している。その債権者2件と内訳は次のとおりである。

**債権者** 高田 泰宏 摘要：日当・支度料・旅行雑費(旅券費用)・電車代(片道)羽田空港  
国際線ターミナル—修善寺 金額 58,315円

内訳	鉄道(京急・新幹線・伊豆箱根)	
	羽田空港国際ターミナル ⇒ 品川 ⇒ 修善寺	4,920 × 1 = 4,920
	日当(丙地方)	3,800 × 3 = 11,400
	支度料(旅行期間1月未満、15日未満)	61,990 ÷ 2 = 30,995
	旅行雑費(旅券費用)	11,000

**債権者** 有限会社 伊豆中央サービス 摘要：航空運賃・宿泊費・その他諸費  
金額 101,310円

内訳	伊豆市長台北3日間旅費 (現地空港⇄ホテル送迎付)	1 × 93,200 = 93,200
	空港使用料	1 × 4,510 = 4,510
	燃油サーチャージ	1 × 3,600 = 3,600

それぞれの支出負担行為兼支出命令票には、有限会社伊豆中央サービスの請求書、旅費の受領に関する委任状（平成29年7月14日付け）、復命書写、市長特別旅費内訳、市長台湾訪問行程表が添付された。旅費の受領に関する委任状については、旅費の額が高額となるため、航空運賃、宿泊費等の支払いを有限会社伊豆中央サービスにその支払を委任するもので、債権者が市長又は職員でなく委任された有限会社伊豆中央サービスに当該旅費分を支払うものである。

旅費については、伊豆市職員等の旅費に関する条例（平成16年伊豆市条例第45号）第13条の鉄道賃、第15条の航空賃、第32条の日当、第33条の仕度料及び第34条の旅行雑費の規定により支払われた。また、支出負担行為に必要な書類については、伊豆市支出負担行為手続規則（平成16年伊豆市規則第46号）第8条及び別表第1の9旅費の項に定める旅行命令（依頼）書支給調書として決裁された復命書の写しを添付することとなっている。（会計事務の手びき26頁／伊豆市会計課編 平成30年1月改訂）

また、乾しいたけの支出については、海外プロモーションに使用する特産品PR用のものであり、伊豆市親善大使設置要綱第6条第2項第2号の伊豆市観光大使が観光宣伝を行うための市の特産品にもなる。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 2-2-1 庶務一般事務事業の10節交際費から10箱分を出発日前日に修善寺営農センターから購入し、7月13日に支払っている。

## (8) 議会での答弁に対する指摘事項について

請求人が事実証明書として提出書類のうち平成 29 年伊豆市議会会議録第 4 回（12 月）定例会（以下「会議録」という。）にて手書きで指摘している部分について次のとおり確認した。

○請求人が会議録 201 頁の一般質問部分で指摘する「台北永楽ロータリークラブは私的な団体である。」について、ロータリークラブの組織は前記（第 4 の 1 の(3)）にて記載した組織であり民間組織である。私的とは市長個人が永楽ロータリークラブと関わっているという意味を指すものとした場合、第 4 の 1 の(2) 伊豆市観光大使委嘱の経緯からすると、伊豆市長として交流し、かつ、相互交流のため平成 28 年末には私費でサイクリングとゴルフをしたと市長が発言している。

○会議録 203 頁の総合政策部長が「15 万 9,685 円が 2 人分」と誤った発言については、会議録 206 頁にて総合政策部長が発言を訂正し 1 人分の旅費 15 万 9,685 円と説明している。

○会議録 203 頁下段の「市長が個人的に委嘱している。」の指摘については、同頁に市長が「伊豆市として、台北における観光大使として委嘱しております。」と説明し、「規定があるのか」との発言には、この後に請求人に観光大使を所管する産業部から伊豆市親善大使設置要綱が渡されており、本件請求の追加資料にも添付されている。

○会議録 204 頁の総合政策部長の仕度料を「2 人分でございます。」の発言に「3 万 5,035 円は 1 人分である。」の指摘については、会議録 206 頁にて総合政策部長が発言を訂正し 1 人分の旅費 15 万 9,685 円に含まれているものである。

○会議録 205 頁下段の「新幹線で行ったのかどうか答えられません。」の指摘について、同頁にて市長は「質問になかったので、私自身も確認してない」「市長はいろいろな動きをしていますので、旅費は旅費で計算し、その旅費とは違う行程をとる場合もあります。」と回答し、会議録 207 頁中段で前日移動の経緯と自費で宿泊したことを説明している。

○会議録 207 頁の「東横イン羽田は 1 号館と 2 号館がある。ここ予約しましたか。よく取れましたね。」については、第 3 の 6 の(1)の市長の陳述の中で、東横イン羽田 2 に泊まり、予約は会員になっているのでインターネットでとったことを確認している。

○会議録 207 頁の「高田君の交通費の負担が説明できない。」について、暫時休憩にて産業部長から高田職員に確認し、行きは車に同乗し、帰りは電車で帰ってきたため、電車代は片道分を旅費として計上したことを回答している。

○会議録 210 頁の「準備しないと答えられないの、本当に行ったのか・・・疑わしい。」「行っていないのでは、行った証明をすべきです。」及び会議録 212 頁の「感想を答えられないのですか。」について、市長の陳述にて「あの質問は想定していなかったものですから。記憶があやふやな時に変なことを申し上げて後で混乱するのが嫌でした。」と発言している。会

議録 212 頁にて高田職員の復命書から野柳地質公園についての記載内容を紹介している。

○会議録 211 頁の「野柳ジオパークに行ったことを証明すべきです。」及び会議録 212 頁の「野柳地質公園に行ったことを証明してください。」について、野柳地質公園に行った事実は、随行職員が撮った写真(カラー)で市長の姿とその写真の中で着用した帽子やカバンを確認している。また、高田職員が個人的に残してあった野柳地質公園のチケットを確認させていただいた。請求人が開示請求された写真は白黒のため、市長の姿が確認できなかったものと思われる。

○会議録 211 頁の「市長の後援会の関係者を引き連れた。後援会のための旅行である。違うなら市長と職員だけの旅行だったことを証明すべきだ。」について、市長との陳述で「私の後援会の皆さんが活動されるときには、事務局が動いて・・・一般的に何回か事務局会議を開いて後援会長の承認を得て、その前に後援会の役員会も開きますが、そうしたことは全く行っていません。」と発言され、本件台湾旅行と後援会との関係を否定している。

○会議録 214 頁の「書いてある通りです」について、「ジオパークを見に行きました。はい、どんなジオパークだかわかりません」の指摘は前記までの重複事項となる。

## 2 判断

上記の事実に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

市長の出張については、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する職務を有する独任制の執行機関として、その権能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、自ら、国内や海外に出張を行うことができ、出張目的や出張先、出張内容等の決定については、原則的に長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、長の行う出張についての必要性や出張内容の相当性等についての長の判断は、出張の目的、動機、態様等に照らし、これが著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用したと判断される場合に限り違法となると解すべきである」(福岡高裁平成 16 年 5 月 27 日判決)とされている。

### (1) 台北ロータリークラブは私的な団体であるため、その社長就任式出席は公務ではないという主張について

海外プロモーション事業におけるインバウンドの目的は官民をあげて外国人観光客誘致の推進を図ることである。その交流の相手となる組織が民間であろうが、公的な機関であろうが、伊豆市の市民と産業にとって有益であれば、本事業の目的を遂げるものである。

台湾との交流は、旧天城湯ヶ島町の頃から職員 A が築き上げてきた交流であり、人と人の繋がりが確立されて益々交流が深まるものとして、林果児氏を伊豆市長が伊豆市観光大使に委嘱したもの。林果児氏の活動母体の組織がロータリークラブであり、その組織と人脈により既に多くのロータリークラブの会員らがゴルフやサイクリング等の観光客として来訪した実績をもち、更にその尽力が活かせる同クラブの社長に就任したことは、今後の台湾のインバウンドに大きく貢献する可能性がある。また、就任式は、個人名宛ではなく伊豆市長宛

で招請され、式典プログラムも伊豆市長の顔写真と挨拶文が掲載されている。

ロータリークラブは、その組織の性格上、会社の経営者等の富裕層で組織されている奉仕団体であり、伊豆市の修善寺温泉などの観光客層と一部マッチするものでもある。また、こちらから台湾に伺えばすぐにロータリークラブ単位で伊豆に観えていただくという相互交流も増しており、公的な機関よりインバウンドの効果として即効力のある団体交流である。

(2) 往路の羽田までの交通手段及び宿泊した施設が不明瞭で、それを証明できないことについて

財務会計上旅費については伊豆市職員等の旅費に関する条例の旅費の種類に定めた金額の範囲でその旅行により定額又は実費で支払うものであり、会計事務の手続き(マニュアル)では、経済的かつ合理的な旅程が確認できれば旅行命令者への復命書を添付することにより支払うこととなる。そのため出張の際に領収書を徴する必要もなく、請求人が求める証明書類は不要であり、旅費についての財務上の証明は復命書となる。

(3) 一般質問にて旅程にある野柳自然公園の感想も言えなかったので行ったことが証明されていないことについて

随行職員が撮った写真(カラー)で市長の姿と写真と同じ着用した帽子やカバンを確認した。また、随行職員が個人的に残してあった野柳地質公園のチケットを確認し、市長及び随行職員からの陳述で明確に行ったことが証明された。

### 3 結論

以上のことから出張の目的、動機、態様等に照らし、これが著しい妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用したとはいえないものであり、公費支出についても正当であった。

本請求については、理由がないものと判断し棄却する。

平成 30 年 8 月 28 日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 杉山 誠